

2015 年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

第 17 回学会奨励賞授賞理由

学会奨励賞選考委員長 櫻村志郎

第 17 回学会奨励賞（著書部門）は、高野さやか会員の著書『ポスト・スハルト期インドネシアの法と社会：裁くことと裁かないことの民族誌』（三元社刊）に授与されます。なお論文部門の受賞は該当作品がありませんでした。

高野会員の著書は、2004 年から 2006 年にかけて著者がインドネシア北スマトラ州メダン市で実施したフィールドワークに主としてもとづくものです。それは、インドネシア社会を背景に、フクムとアダットと呼ばれる 2 つのインドネシアの法現象に注目して、具体的な司法場面での両者の複雑な相互浸透的關係を描き出そうとするものです。このことを通じて、本書は、法の多元性と呼ばれる法社会学的・法人類学的現象の経験的記述についてだけでなく、その理論化についても、重要な寄与を行うという点で、奨励賞を授与するにふさわしいものと考えます。なお、フクムとは、オランダによる植民地支配に由来する、主として制定法であり、アダットとは、多様な民族的集団によって担われるとされるインドネシアの固有法ないし法慣習です。

本書の第 1 章では、法人類学における国家法と慣習法の扱いに関する問題設定が行われ、第 2 章と第 3 章では、それぞれインドネシア及び北スマトラ地域における法と慣習の歴史的概観、調査対象地域であるメダン市の民族と経済などの状況記述が行われます。続いて、第 4 章では、メダン市地方裁判所の事件処理、第 5 章では、裁判所と法理論における ADR、第 6 章では、スルタン租借地訴訟運動が記述分析されます。これらの 3 章において、著者は、フクムとアダットが、それらの司法場面において、その場面に応じて、多様な仕方で定義され、浸透、排除、補完的に利用されていることを、指摘します。第 7 章は、結論で、国家法と慣習法を対置ないし対抗させるという従来の法人類学の想定が批判的に検討され、国家法と慣習法の境界線を引き、また引き直す知的あるいは推論的活動を理論的分析の主題とすべき方向が示されます。

著者は、オランダによる植民地支配、日本による占領支配、そして 1945 年のインドネシア独立後の歴史を背景とする、スハルト退陣以降の法変動の中で、フクムとアダットが様々に理解され、用いられている概念であることから、両者を別個の、並立あるいは対立する法として捉えることについて慎重な立場をとり、さらに両者の関係の理解のあり方そのもの再検討する必要があると主張します。その検討の成果として、理論面においては、法社会学、法人類学において、伝統的に問題とされてきた制定法な

いし国家の法と慣習法ないし社会の法との関係ないし法多元主義の理解の問題について、具体的なエスノグラフィックな素材に裏付けられた説得力のある議論を行って、再検討を迫っています。

また、経験的記述分析の面では、本書の提供するデータは多層的かつ詳細であり、その理論的主張を十分に支えるものと評価できます。とりわけ、個々の裁判という相互行為場面から、ADRのような法改革における法理論家と法実務家の活動、有力な政治的伝統的権威集団の間の連携などを含む訴訟運動のような集団間関係まで、多様な司法場面を通じて、国家法と慣習規範が動的に動員されている有様とその背景をなす文化的政治的意味が、常に具体性を持って、生き生きと描写されています。

他方、著者の分析においては、諸事例における法学的あるいは法的な意味解明については、やや曖昧さを残すところがあり、理論面でも、理論的深みと記述的精確さ等になお望むべきところがあると感じられます。例えば、分析的概念群としての国家法や慣習法と、経験的現象としてのフクムやアダットとが、あるいはその関係のあり方がより明晰に定式化されたならば、理論的及び記述的なインパクトが増大したでしょう。それにもかかわらず、本書の研究は、全体として、豊かで多次元的なフィールドの事実を報告しつつ、まとまりを持った新たな魅力あるパースペクティブを提示することに成功したということができ、理論と実証の両面で著者の優れた力量とその研究の発展可能性を示すものと思われま

す。以上のような評価にもとづき、奨励賞選考委員会は、本書が、法社会学・法人類学研究として本学会が奨励するにふさわしい成果を達成しているものと考え、著者の研究の一層の発展を期待して、学会奨励賞（著書部門）を授与することとしました。

受賞の言葉

受賞の言葉——第17回 学会奨励賞（著書部門） 高野さやか（中央大学）

このたびは、大変名誉ある賞にご選出いただきまして、ありがとうございます。選考委員会の先生がたに、心からのお礼を申し上げます。

本書は、インドネシアの地方都市を調査地として、国家法と慣習法の関係の関係を再考するものです。文化人類学を専門としながらも、学部生のころから法というテーマに心ひかれ、法人類学の看板を掲げてきました。法人類学においてインドネシアはアフリカとらんで研究の蓄積がありますが、司法制度については汚職や腐敗のイメージが先行する傾向があります。出発点は、そんななかで、裁判所ではどんな人が何をしているのだろうか、という素朴な疑問でした。しかし、ろくに知り合いもないところから始めたフィールドワークがじりじりと進むうちに、調査地でも、研究者どうしのやりとりでも、慣習法、いわゆるアダットの研究を期待される場面が多く、そのことをどう理解し、どう答えたらいいのだろうか、というふうに問いが変わっていきました。

インドネシアは、国家法、イスラーム法、慣習法（アダット）が併存しているといわれ、文化人類学者はしばしば、民族集団を単位とするアダットと、国家法との対立・乖離を前提として、前者に寄り添ってその内実を明らかにするという役割を期待されたり、進んで担ったりしてきました。しかし、地方裁判所の業務や、土地訴訟の事例から見えてきたのは、そうした法にかかわるカテゴリーはそれぞれ別個のものとして独立しているわけではなく、相互に参照しあいながら生成しているということでした。

二年間の調査を終えて問題設定から仕切り直してはみたものの、ずいぶん後退してしまったようにも感じられ、書いていたあいだも、書き終えたあとも、何とも心細い気持ちでした。こうしたかたちで、いわば憧れの存在であった法社会学会で評価をいただけたことが本当に光栄で、背筋の伸びる思いです。

法学の観点からは詰めの甘いところが多々あることと思います。またいくら文化人類学が調査に時間をかけるスロー・サイエンスとはいえ、データが古くなっていること、イスラームの分析が不足していることなど、今後の課題です。これからも法人類学を盛り上げていければと思いますので、どうかご指導、ご批判をお願いいたします。たくさんの方々のお力を借りて、やっとの思いで出版にこぎつけたこの本が、学問領域を越える議論のひとつの糸口になれば、これほど嬉しいことはありません。あらためまして、ありがとうございました。